

る議院法第六十三條之れに反して請願書が規程に合し請願委員より特別の報告を以て議院に要求するとき議院の其の請願事件を會議に付するなり議院法第六十四條第二項又た請願委員の請願文書表なるものを製し其の要領を録して一週間に一回之れを議院に報告するものとす〔議院法第六十四條第一項〕

懲罰委員亦た常任のものなるべし議院法第九十五條に〔各議院に於て懲罰事犯を審査する爲に懲罰委員を設く〕懲罰事犯あるとき議長の先づ之を委員に付し審査せしめ議院の議を経て之を宣告す〔各委員會又の各部に於て懲罰事犯あるとき委員長又の部長の之を議長に報告し處分を求むべし〕とあり以て常任委員の一科なることを窺ふに足るべし

第三 特別委員

特別委員との或る一事件の生じたる時に其の事件を審査する爲めに議院の選舉を以て特に付託を受くるものなり〔議院法第二十條第三項〕例へば彼の異議に對する委員の類にして其の他の所謂特別の委員なれば豫め指すべきものなし特別委員長の其の特別委員會に於て互選するものにして〔議院法第二十一條第二項〕委員會の経過及結果を議院に報告するものなりとす〔議院法第二十四條〕特別委員會の各其の委員の半數以上出席するにあらずんば議事を開き議決を爲すことを得ざるものなり〔議院法第二十二條〕又た特別委員會の傍聴を禁ずるものなり但議員の傍聴の許すものなりと雖ども委員會の決議に由りて議員の傍聴をも禁ずることあり〔議院法第二十三條〕特別委員會を開くとき其の委員長より其の主任の國務

大臣及政府委員に報知するものとす(議院法第四十六條)然れども國務大臣及政府委員が委員會に出席して意見を述べるの議院に於て議案を委員に付したる時に限るべく異議に對するの委員會及懲罰の常任委員會の如き類の委員會に出席して意見を述べることを得ざるものなる乎姑く議院法第四十三條の議案なる二字に疑を存し置くことゝなす

議院法第七十八條に「衆議院に於て議員の資格に付異議を生したるときは特に委員を設け時日を期し之を審査せしめ其の報告を待て之を議決すべし」とあり然らば此の異議に對する委員の常任にあらずして特別のものたるや勿論なるべし

第四 兩院協議會委員

兩院協議會の時に兩議院の議の合はざる砌に開くものにして常立のものにあらず故に其の委員の如きも之れを常任す

ることなくして時に臨み選舉するものなりとす故に今別に全院常任特別の委員と區別して茲に本項を置く偕て此の兩院協議會の別に詳細説明する必要を本書に見ざれば只だ左に議院法の明文を示すのみ

第五十五條 乙議院に於て甲議院より移したる議案に對し之を修正したるときは之を甲議院に回付すへし甲議院に於て乙議院の修正に同意したるときは之を奏上すると同時に乙議院に通知すへし若之に同意せざるときは兩院協議會を開くことを求むへし

甲議院より協議會を開くことを求むるときは乙議院の之を拒むことを得ず

第五十六條 兩院協議會の兩議院より各々十人以下同數の委員を選舉し會同せしむ委員の協議案成立するときの議

案を政府より奪取り又ハ提出したる甲議院に於て先づ之を議し次に乙議院に移すべし
協議會に於て成立したる成案に對してハ更に修正の動議を爲すことを許さず

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院の議長ハ何時たりとも兩院協議會に出席して意見を述ふることを得

第五十八條 兩院協議會ハ傍聴を許さず

第五十九條 兩院協議會に於て可否の決を取るハ無名投票を用ゐ可否同數なるときハ議長の決する所に依る

第六十條 兩院協議會の議長ハ兩院協議委員に於て各々一員を互選し毎會更代して席に當らしむ其の初會に於ける議長ハ抽籤法を以て之を定む

第六十一條 本章に定むる所の外兩議院交渉事務の規程ハ

其の協議に依り之を定むへし

第五 閉會間の委員

府縣會にハ常置委員あるものありて閉會の間と雖ども常に府縣廳内に常置委員會を開くの法なれども帝國議會即ち國會にてハ其の事なく必要の場合に於て委員を置くこととせられたり議院法第二十五條に「各議院ハ政府の要求に依り又ハ其の同意を経て議會閉會の間委員をして議案の審査を繼續せしむることを得」とあり此の委員ハ殆んど府縣會の常置委員に似たる如しと雖ども亦た大に其の性質を異にするものあるあり蓋し國會にてハ議長副議長が常任のものにして而も書記官長書記官の在るあるを以て別に常置委員を置くに及ばすと雖ども議會閉會後に議案の審査を繼續する如きに至りてハ委員を以てするにあらざんば正副議長の審査す

べき職權なきものなりとす。偕て此の委員にハ委員長もあるべく其の他都て常任特別の委員と異なることなく又た此の委員ハ其の繼續の時に當りて選舉するものハあらずして其の科を負擔する所の常任委員が其の儘に殘留するものなるべし。

第四款 書記官長、書記官

貴族院と衆議院とハ各別に特立するものなり故に書記官の如きも各別に之れを置くものありとす。府縣會の書記ハ官吏にあらざして其の時々の雇入れなれども國會にてハ勅任官の書記官長各一名と委任官の書記官各數名とを常任し置くものなり〔議院法第十六條〕其の他事務の都合に由り職員を要することある時ハ書記官長より任せるあり其の職員ハ無論判任官なるべし〔議院法第十七條第三項〕

既に正副議長の部にも説明したる如く勅任の書記官長と雖も議長の指揮を受け書記官の事務を提理し公文に署名するものにて國會に在りて勅任の書記官長も亦た權力の弱きものなりとす。皆に一の事務官たるに止るのみ而して書記官ハ判任官を指揮して議事録及其の他の文書案を作り事務を掌理するの職なりとす〔議院法第十七條第一項第二項〕
偕て茲に一言を付すべきことあり何ぞや衆議院議員の位置ハ那邊に在りやと謂ふこと是れなり衆議院の議員ハ決して書記官書記官長等に歩を譲る者にハあらざるべく其の位置必之れが上位に在るや勿論なりとす。書記官長ハ勅任官にして書記官ハ委任官なり之れが上位に在る者なりとせば議員ハ勅任の位置にして書記官長の上班に列すべきものならん何ぞ夫れ國會議員の職任の貴重なる斯くの如く甚だしきにあらざや

第二章 歳費及手當旅費

第一款 歳費

歳費を區別するときの

一、議長 四千圓

二、副議長 二千圓

三、議員 八百圓

官吏が議員を兼ねる場合に右の歳費を受くる事を得せ
議長副議長議員の自ら歳費を要せざるとして辭退するも決して
許されざるの法律なり

又た召集に應せざるの議員の歳費を受くることを得せ(以上
議院法第十九條第一第二第三項)

右に掲ぐる所の歳費が少なきとが多きとかに付ての世間其の
説なきにあらざ殊に横濱に刊行する「ジャツパン・デーリー」ヘラ

ルドある英文の新聞紙などにての外國の國會議員の俸給に比
して日本の議員の歳費の頗る少額なり是れにての其の議員が
身を國事に委することの難かるべく若しも斯る少額の歳費を
受けて身を國事に委するものとせば日本臣民の實に愛國心に
富む者なりと謂ふべし如何にも嘲弄半分に論評したり然れ
ども著者の少しも此の論評に驚くことなく少しも此の論評に
同意し能はざるものあるなり成る程北米合衆國の如きの年俸
五千弗外に旅費ありを給すると雖ども又た伊太利の如く年俸を給せ
ざして只た瀛車漁船の賃を拂ひて乗捨てにするの國もあ
るにあらざや又た一方にての歐米と日本と物價の高低をも比
較し見せんばあらざ著者の是等の点より考ふるも決して日本
の議員の歳費八百圓を以て少額に過ぐるとの思はざるなり國
會議員にして眞に國會議員たるの職を完ふせんと欲せば其の

經費の少額に止らざることを論を俟たざる所にて八百圓の歳費にての或の足らざる事なしとも謂ふべからざる素より此の歳費を剩して財産の一部に加ふるなどの思ひも寄らざる所なり然れども凡そ愛國心を有する所謂民間の有志政治家なる者の一錢厘の俸給をも受けせして現に國事の爲めに私費を抛ち東奔西走財産の傾くるをも意とせざる者あるにあらざるや衆議院の議員の如きの即ち帝國人民の代表者にして法律を議し歳出入を議し以て人民の休戚を謀るものかれは苟くも議員たる者の國事に奔走し政治上に熱心ならざる者の職任にあらざる果して衆議院の有志政治家の占む可き椅子なぐとせば曷んぞ歳費の多寡を論ぜることあらんや亦た是れ有志政治家が國に對するの義務おれはかり故に著者の日本の衆議院議員の歳費の多寡の如きの事論ぜべきものにあらざると考ふるなり若しも之

れを論ぜん乎八百圓の歳費にての實際收支相償のざるべく然れども其の不足其の寡額おの身を國家に委する者の言ふべきものにあらざればかり不幸にも八百圓の歳費を剩して財産の増殖を謀らんと欲する者八百圓の歳費を私用して一身の快樂を取らんと欲する者是等の輩が議員の椅子を占るに至らば夫れこそ日本の國會の有るより無きに如かきとの評を下すに至るべきゆへ是等の議員の議員の椅子より逐斥せざんばあらず否亦是等の議員を選出して議員の椅子を占めさする其の選舉人こそ不心得の甚だしき者なれば宜しく選舉に注意して苟且にも私心ある者を擧ぐることもなく各我黨の第一流の人材を擧げ以て國家の重きに任せらるべし

歳費の二字に就きて今茲に一言すへし世に此の歳費を以て俸給なりと誤認する者なきにあらざれども著者に言ひしむる

とさの日本の衆議院議員の名譽職にして俸給を受くる者にか
らば議員が議員たるの職任を盡すに當り實際に要する公費を
一ヶ年に八百圓受くるのみ決して俸給にのらざるあり去れ
ばこそ歳俸とせせして歳費と爲し給すると謂はせして受くる
とせしにあらざや此の点よりするも前項の著者が意見を解す
るに足るべし

又た此の歳費の議員職務の繁閑及開會間の長短等に依りても
臨時會の有無に依りても少しも異なること亦く依然八百圓た
るに外なきなり故に臨時會の開會なき時にの尙は可なり臨時
會の開會あるに當りての亦た大に歳費に不足を來たす可きや
勿論ありとす議員たる者の豫め之れが胸算を爲し置かすんば
能のざる可きあり

第二十一款 旅費

各議院の正副議長及貴族院の被選議員同勅任議員衆議院の議
員ハ歳費を受くるの外に別に定むる所の規則に従ひ旅費を受
く(議院法等十九條)るものにして其の別に定むる所の規則を發
布せらるゝことなくんば其の旅費額の多寡を知るべからば彼
の勅委任官の内國旅費規則に準るることゝなる乎果して然り
とせば旅費の外に幾干かの日當をも受くる者なりとする乎將
た又た國會議員の名譽職の者なりとせば勅委任の官吏との異
なりたる旅費日當を受くるに至るべき乎未だ知るべからばと
雖ども著者の考ふる所にてハ名譽職なればとて別に多額の旅
費日當を給與するに及びば只だ其の實費を支辨し得る丈けの
額に止めて不可なしと思ふあり何とあれば身ハ國家の重任を
帯るも國民の代表者にして日本人民に代りて國事を議する者
おれば別に報勞の金錢を受く可き謂はれおく所謂實費に足り

得可き金額にて足れりとす故に國會議員たる者の今般發布せらるゝ所の旅費規則に寡額の旅費を受くるに至るとも之れに不満を抱くことあり却て之れを甘んぜ可きあり之れに反して多額を受く可き旅費規則を發布せらるゝことあるに於てハ夫れこそ之れが減額を請するハ國會議員たる者の本色にハあらざる手

第三款 手當

議院法第十九條第四項に「第二十五條の場合に於てハ第一項歳費の外議院の定むる所に依り一日五圓より多からざる手當を受く」とありて彼の或る部分を負擔する委員をして議會閉會の間議案の審査を繼續せしむる場合に當りてハ他の議員の歸郷後滯京して其の審査を爲すものなれば從ふて負擔の費用多きや論を俟たず故に斯くハ特項を置かれたるものなるべし偕て

其の手當ハ最多額を一日五圓と制限し其の制限内にて議院が定むるものなれば幾千の額となるかハ議會を開きて規則を定めし後ちならでハ知るべからざれども旅費日當の如何によりて此の手當の多寡を定むるを至當なりと考ふるあり

餘論 選舉權被選舉權アル者ノ豫メ務ムベキ本色

人各々萬學に長け萬能に通むる者なし其の長所ハ或る部分に止るのみ算盤珠の上下に長むる者の政治思想に乏しく政治に熱心なる者の算盤珠の上下に劣なり國會ハ國家の事を議する場所あり故に其の議員たる者の素より政治思想に富まざる可からき然れども又た頗る經濟統計に通むることなくんば坐上の空論に止るのみ眞に國會議員となりて國家の事に盡さんとならば經濟統計の學術に通じ實地に就きて一國一府縣等の實地情況を取調べ各府縣の事情を以て一國に及ばし以て國家經

濟の利弊を論せざんばあらま若しも斯くの如くすることなくして國會を只だ理論の府となすに至らば國家の不幸亦た甚だしからまや然れども此の事たるや單に國會議員に一任するの其の術に於て爲し能ふべきものにあらざれば我同黨の選舉人と被選人と相共に謀りて詳細ある調査を爲さざんばあらま左も亦くして之れが詳細ある調査をも爲さま輕々しく議場に立つに於ては夫れこそ詳細の調査を爲したる者の爲めに直ちに失敗を來たすべく且つ國會なる立法府に對する政府なる行政府の調査のみ綿密にして國會に於ては調査の行届かざる時の忽ち政府の議案に反對を表するの力なく政府の議案を反駁するの材料に足らざれば政府の議案に同意賛成を表する外亦きに至るべきあり此の詳細なる調査の如きは頗る困難なるものあれば國會開設後の毎年此の調査に従事して怠ることなきは

當に其の務むべき所あり況んや初回開會の國會に於てをや然るに今此の調査を被選人即ち議員に一任する如きは實際行へるべきものにあらま且つ本年七月に至らざれば被選人を知るに由なく七月に至り議員を選出し然る後ち始めて調査に着手する如きことあるも兎ても開會までに調査の行届く筈もなければ初回開會の前即ち今日の如きにありては一の方法を設けて各其の政黨中にて之れが調査を爲し本年開會の準備を爲さざんばあらま今其の調査の方法を左に示さん

一、一般政務調査(政治上一般の實事問題調査)

二、地方政務調査(政治上地方の實事問題調査)

右の如く調査を爲すに先づ各地方の

一、人情

二、風俗

三、地形

四、農工商の情況

等の調査を爲し各地方より之れを東京に持出し各地方の分を集め尙之れに中央政府に請ふて其の調査をも加へ合して以て政治上一般の實事を知了するを得べし斯くの如くして中央政府と地方政府との關係、中央行政に属すべきものと地方行政に属すべきものとを別ち之れが材料を得て始めて政費節減租税輕減等を論せざる可からむ既に斯く材料を得るからん地租輕減の如きも先づ全國各地に就きて地價を改正して之れに均一の地租を課することゝするか又ハ先づ均一に地租を減せることゝするかをも判然たるべく其の他凡百の事皆な十分に材料を貯へ得て以て國家の事を議するに誤謬あることなし其の調査ハ各地方を先きにするものあるゆへ各地方にてハ毎年左の

如く調査するを要す

一、各市町村の情況

二、各郡の情況(各町村の情況を一郡に平均したるもの)

三、各國の情況(各都市の情況を一國に平均したるもの)

四、各府縣の情況(各國の情況を一府縣に平均したるもの但し一府縣一國なる時の前項を除く)

斯く調査する時の各府縣各國各郡各市町村の情況を一々知ることを得可く又た各府縣情況の部にハ地方行政の情況をも載せ而して此の調査表を中央都府即ち東京に持ち出し委員をして之れが調査を爲すに至らば完全のものともなるべく以て國會議員が議場に立ちて其の重任を悉くすに十分ありといふべし若しも斯くの如くすることなく之れが調査をも爲さずして只管に政治の利害を論じ政費節減租税輕減を論ぜらるも之れ只

だ空論のみ之れ只だ言ふべきのみ國利民福を謀るの任に變じて却て國害民弊の不幸に陥るや必矣凡そ世の選舉權ある者被選舉權ある者の勿論是等の權なき者と雖ども各其の我黨中にて十分之に之れが調査を爲し他黨の爲めに失敗すること勿るべきなり聊か茲に著者の注意を録す蓋し此の事たるや著者一己の注意に止るものにあらせして少しく眼を政治上に注ぐ者なるより此の事の必要なることを知るに易かるべし

附錄 貴族院多額納稅者議員互選

〔著者曰〕貴族院議員の憲法、貴族院令等によりて選舉するものと選舉せざるものとあり選舉して議員と爲るものにては伯子男爵議員の選舉と多額納稅者議員互選との別あり伯子男爵議員選舉規則ハ廿二年勅令第七十八號を以て公布せられ多額納稅者議員互選規則ハ全勅令第七十九號を以て公布せらるる而も伯子男爵議員の選舉ハ人民に關係なきものなるを以て茲に附するの要なし多額納稅者議員の互選に至りてハ人民に直接の關係あるものなるゆへ本書の附錄として茲に載することゝす但し人民に直接の關係あるものとの謂ふものゝ其の範圍甚だ狭きものあれば本編の如く類別編著することなく註解牀に爲すことゝの爲したり

廿二年勅令第七十九號貴族院多額納稅者議員互選規則
の通篇二十六箇條なり今是れが註釋を爲すに當り此の
規則を基本と爲し之れに憲法其の他の法律勅令を其の
相當條下に參考として載することゝ爲し尙ほ其の選舉
の如きの自然本編と重複するものあるべければ成るべ
く簡易の註釋を爲し以て紙數の増加するを防ぐ

廿二年勅令第七十九號

貴族院多額納稅者議員互選規則

〔參考〕憲法第三十四條 貴族院の貴族院令の定むる所に依

り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織す

貴族院令第一條 貴族院の左の議員を以て組織す

五 各府縣に於て土地或の工業商業に付多額の直接國
稅を納むの者の中より一人を互選して勅任せられ

たる者

第六條 各府縣に於て滿三十歳以上の男子にして土地或
の工業商業に付多額の直接國稅を納むる者十五人の中
より一人を互選し其の選に當り勅任せられたる者の七
箇年の任期を以て議員たるへし其の選舉に關る規則の
別に勅令を以て之を定む

第七條 國家に勳勞あり又の學識ある者及各府縣に於て
土地或の工業商業に付多額の直接國稅を納むる者より
勅任せられたる議員の有爵議員の數に超過することを
得ず

第九條 貴族院の其の議員の資格及選舉に關る争訟を判
決す其の判決に關る規則の貴族院に於て之を議定し上
奏して裁可を請ふへし

第十條 議員にして禁錮以上の刑に處せられ又ハ身代限
の處分を受けたる者あるときは勅命を以て之を除名す
ヘシ

貴族院に於て懲罰に由り除名すヘき者の議長より上奏
して勅裁を請ふヘシ
除名せられたる議員ハ更に勅許あるに非されバ再ハ議
員となることを得ず

第十一條 議長副議長ハ議員中より七箇年の任期を以て
勅任せらるヘシ
被選議員にして議長又ハ副議長の任命を受けたるとき
ハ議員の任期間其の職に就クヘシ

第一條 貴族院令第六條に依り貴族院議員を互選する者ハ互
選名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内に於て本籍

を定め住居し多額の直接國税を納め仍引續き住居し及納税
する者たるヘシ

〔解〕 貴族院ハ大に衆議院に反して貴族が會合議決すベキ
國會の上院なりトす故に貴族を以て組織するものなり然
れども貴族院なればトて只だ貴族のみの事を議するもの
にハあらざして全く國家の事を議すべきものあれば亦た
地方の情況をも知らざるベからざ地方の人民にハ發言せ
しめざるベからざ依て貴族院に各府縣より各一名を互選
して貴族院議員ト爲すことトせられたり備て其の議員ハ
一府縣より僅かに十五名の多額納税者より互選するもの
なれば通常の選舉との異なる所少なしトせざ依て此の規
則を發布せられたるものなり其の他本條に就てハ本書第
一編第一章第一款二十七ページより三十五ページまでを

参照して知るべし

第二條 家督に由り財産を相續したる者の其財産に付前財産主の納税額を以て其の納税資格に算入す

〔解〕 本書第一編第一章第一款(三十五ページ)を参照すべし

第三條 神官及諸宗の僧侶又ハ教師ハ互選人たることを得す

〔解〕 衆議院にありてハ本條の如きハ選舉權あれども被選權なきものとせられたり貴族院の多額納税者議員ハ各府縣にて各十五名が互選するものあれば選舉權と被選權とを別つこと能はず依て斯くの互選人たることを得ざることをせられたるなり

第四條 左の項の一に觸るゝ者の互選人たることを得す

- 一、 瘋癲白癡の者
- 二、 公權を剝奪せられたる者又ハ停止中の者

三、 禁錮の刑に處せられ滿期の後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者

四、 舊法に依り懲役の刑に處せられ滿期の後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者

五、 賭博犯に由り處刑を受け滿期の後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者

六、 衆議院議員の選舉に關る犯罪に依り選舉權及被選權の停止中の者

〔解〕 衆議院議員選舉規則第十四條にハ本條各項の外に「身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者」の一項あり何故に本條に此の一項を除きたるかとならば前掲の如く貴族院令第十條第一項に其明文あるゆへ茲に再掲するの必要あらざればなり其の他の都て第一編第一章第二款(三十

八ページより四十二ページまでを参照すれば明かなり

第五條 陸海軍軍人の現役中互選人たることを得ず其の休職停職に在る者亦同し

〔解〕 軍人の特殊の性質を有する者なるゆへ衆議院に於ても選舉權被選舉權共に有することなきものありとす貴族院と雖も同じく國會の上院なれば斯くの本條に於て互選人たることを得ざるの制裁とせられたるあり

第六條 刑事の訴を受け拘留又の保釋中に在る者の其の裁判確定に至るまで互選人たることを得ず

〔解〕 第一編第一章第二款(四十三ページ)を参照すへし

第七條 互選人選舉に關り輕罪以上の罪を犯したるときは互選名簿より除名せらるへし

〔解〕 衆議院議員の選舉人被選人の選舉に關する罪を犯し

たればとて附加刑を以て各其の權を停止するに止るもの亦れども貴族院の多額納稅者の本條の如く選舉に關る輕罪以上の罪を犯したる時の名簿より除名せらるること、せり蓋し此の除名の其の人の終身除名せらるゝものにあらずして次期改選の時に矢張り登録せらるゝや勿論なるべしと解するの不當にあらざるべしと察せらる

第八條 府縣知事の選舉を行ふの年四月一日を期とし其の府縣に於て互選資格を有する者十五人の名簿を調製すへし
互選名簿の互選人の姓名、職業、身分、住所、生年月、土地或の工業商業に付納むる所の直接國稅の細別及總額並に納稅地を記載すへし

第九條 納稅同額の者あるとき、生年月の長者を先にし同年月の者の抽籤の以て之を定むへし

第十條 府縣知事の四月二十日まで互選名簿を各互選人に配付し併せて之を管内に告示すへし

第十一條 互選資格を得へき者にして自ら互選名簿に記載せられざることを發見したるときは告示の後十五日以内に其の理由書及證憑を具へて府縣知事に申立つることを得凡て互選資格を得たる者の互選資格を得へからざる者の互選名簿に記載せられたることを發見したるときは前項の手續に依り改正を求むることを得

期限を経過したる後申立を爲すも其の効あり

第十二條 府縣知事前條の申立を受けたるとき之を受けたる日より二十日以内に判定すへし判定の結果に依り名簿を改正したるときは其の由を關係人に通知し併せて管内に告示すへし

〔解〕 以上五ヶ條の別に註解すべきものなし

第十三條 互選名簿の六月一日を以て確定期限とす

〔解〕 衆議院議員の選舉人名簿確定期限の六月十五日なり然るに貴族院多額納稅者議員の互選名簿の六月一日を以て確定期限とせられたるもの多額納稅者の少數なるゆへ日數の長きを要するものにあらざればあり

第十四條 選舉の六月十日府縣廳に於て之を行ひ府縣知事又其の代理者之を管理す

〔解〕 衆議院議員の選舉の七月一日あり然るに前條解釋の意にて六月十日とせられしからん乎

第十五條 府縣知事の投票の時刻を定め遅くとも選舉の期日より七日前に各互選人に通知書を發すへし

〔解〕 解釋を要せず

第十六條 互選人の自ら選挙會場に至り投票すへし

投票の被選人の姓名を記載し次に自己の姓名を記載すへし
第十七條 互選人疾病事故に因り選挙會場に至ること能はざるときは醫師の診断書又の事由書を具へ投票を封緘し其の表面に記名捺印して之を他の互選人に委託することを得

〔解〕 互選人に代人の選挙を許されざることの衆議院議員の選挙に於けると異なることなし而して互選人の姓名のみを記載して住所を記載するに及ばず又捺印するにも及ばざることとせられたるもの僅々十五名の互選人なるゆへ簡略にせられたるに由るものあらん次に疾病事故の時の委託方を明記せられたるの衆議院議員選挙法に見ざる所あり之れ此の少数の互選人なれば投票に一名も漏るゝこと勿らしめんとせしに由りてならん

第十八條 投票終るの後選挙管理者の互選人の面前に於て投票を點檢し其の結果を告知すへし但し當選人其の場に在らざるときは文書を以て速に其の由を本人に通知すへし

〔解〕 解釋を要せず
第十九條 投票効力の有無に付疑義あるときは選挙管理者之を決定す

〔解〕 投票効力の有無に付疑義あるときは選挙管理者即ち府縣知事之れを決定すれども其の決定に服せざるときは第二十六條の法文に見ゆる如く貴族院に出訴し能ふこととせらる

第二十條 投票の最多數を得たる者を以て當選人とす
投票同數なる時の生年月の長者を以て當選人とす同年月あるときは抽籤を以て之を定むへし

第二十一條 當選人にして其の當選を辭するときの次の投票多數を得たる者を以て當選人とすへし
當選人當選を辭することを得るの選舉の日より十日以内に
限る

〔解〕 衆議院議員の當選人の其の當選を辭するときの再選舉を爲その法にして次點者を取るの法にあらす然れども多額納稅者の少數の互選人あるゆへ再選舉の勞を取らずとも公平を維持し能はせと謂ふことあるべからせ故に次點者を取るの法とせられたるものならん而して貴族院の多額納稅者議員の勅任の者あれば何時にても辭職し能ふといふの自由を與へせ其の辭職の選舉の日より十五日以内に限るとの制裁を示されたるなり

第二十二條 當選人確定したるときに府縣知事の當選人の資

格及選舉の顛末を録して内閣總理大臣に報告すへし

第二十三條 選舉管理者の選舉明細書を作り選舉に關る一切の事項を記載し署名捺印し其の副本を貴族院に送致すへし
〔解〕 解釋するを要せず

第二十四條 議員に闕員を生したるときに議長より之を上奏し勅旨を以て補闕選舉を行ふべきことを其の府縣に命ずへし

補闕選舉を行ふの時期及手續の通常選舉の例に同じ

第二十五條 補闕議員の任期の前議員の任期に依る

〔解〕 補闕議員の選舉に當りては大に衆議院議員の補闕選舉と異なる點あり議長より上奏して勅旨を以て補闕選舉を行ふ如き即ち是れなり他の別に解釋するの要なし

第二十六條 貴族院令第九條に依り貴族院に出訴するの期限

の開會の後十日以内とす
〔解〕 解釋を要せせ

議員選舉標準 終

明治廿三年二月廿二日印刷
全 廿三年二月廿六日出版

正價金三十五錢

版權登錄

著述者 戶田 十 畝
廣島縣備後國御調郡三原町六百十三番屋敷

發行者 吉岡 平 助
大阪市東區備後町四丁目七十八番屋敷

印刷者 大庭 和 助
吉岡活版所主任
大阪市東區備後町四丁目八十一番屋敷

版權
所有

樋山廣業君著述

●市町村事務標準

撰學
行政

全壹冊上製
正價金三拾五錢


市町村制ノ法文タルヤ條項太タ多シ閱讀ニ易クシテ解シ難キアリ結果アリテ其原因ヲ見
出シ難ク手續アリテ効果ヲ探リ難ク之レヲシテ一々搜索セシメントスルカ一條讀ミテ全
編ヲ繙讀セサルヲ得ス故ニ本書ハ專ラ其煩ヲ省キ各掌握ス可キ處ノ職務ヲ類別シタル書
ナレハ當局ノ諸君及ヒ市町村役場ハ素ヨリ市町村制度施行上ニ聊カニテモ關係アル諸君
ニ必用欠ク可カラサル至便重寶ノ冊子ナリ

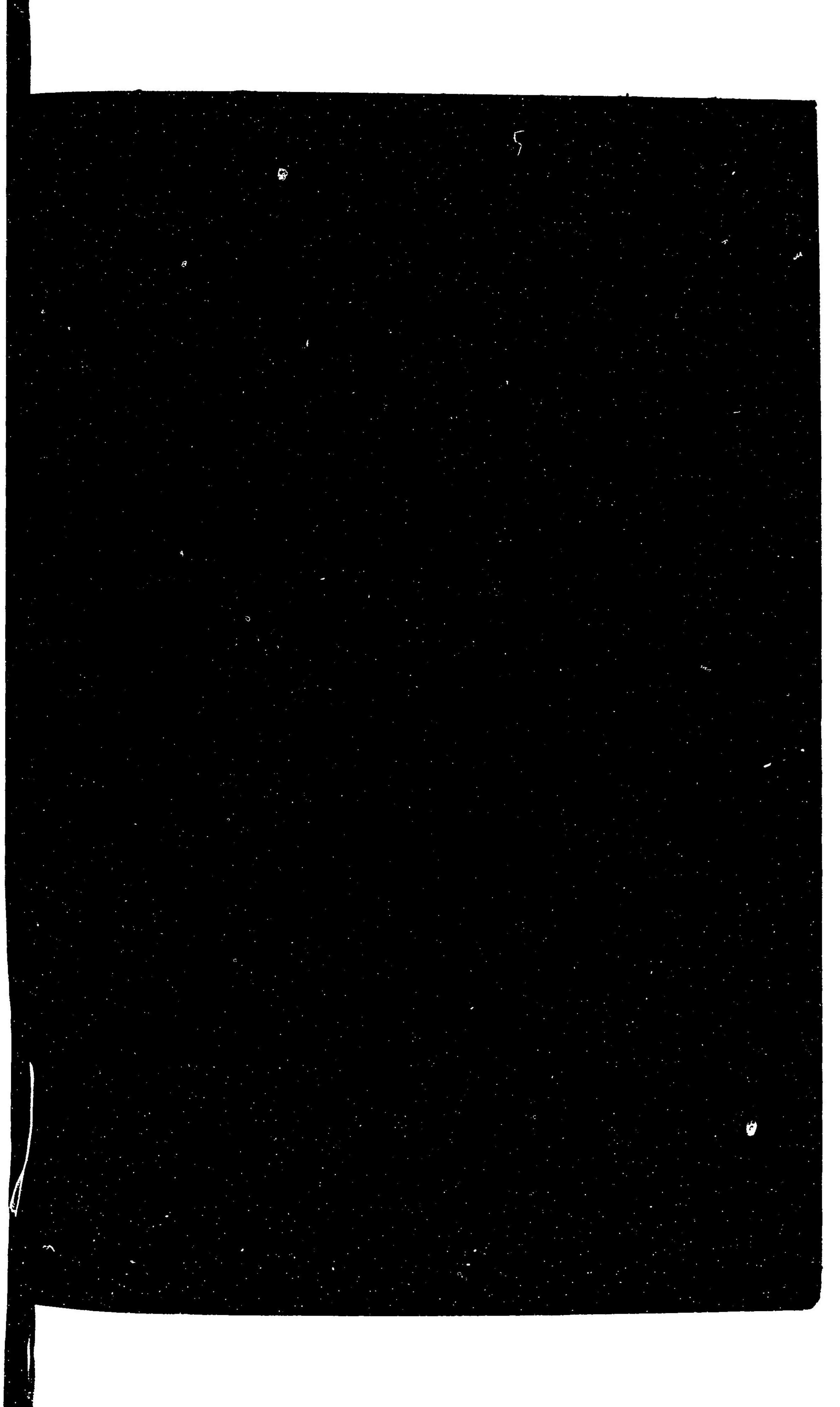
●樋山廣業君校閱 ●江島金太郎君著述

●會場議員辯論法

全壹冊
正價拾五錢郵稅共

本書ハ地方自治ノ代議士タル市町村會議員諸君ニ參考ノ一端ニ著述セシ書ニシテ先ツ辯
論及駁論方法○動作○音聲○使用法等ヨリ議場ノ整頓方法并ニ議員ノ職務○權限ニ至ル
マテ順序ヲ正シテ著者カ實地ニ適當センコトヲ注目シテ記述セシモノナレハ該當ノ諸君一
讀ヲ試ミ賜ハ必ス益スル所多カクヘシ





028733-000-5

特14-779

大日本衆議院議員選挙標準

戸田 十畝/著


M23

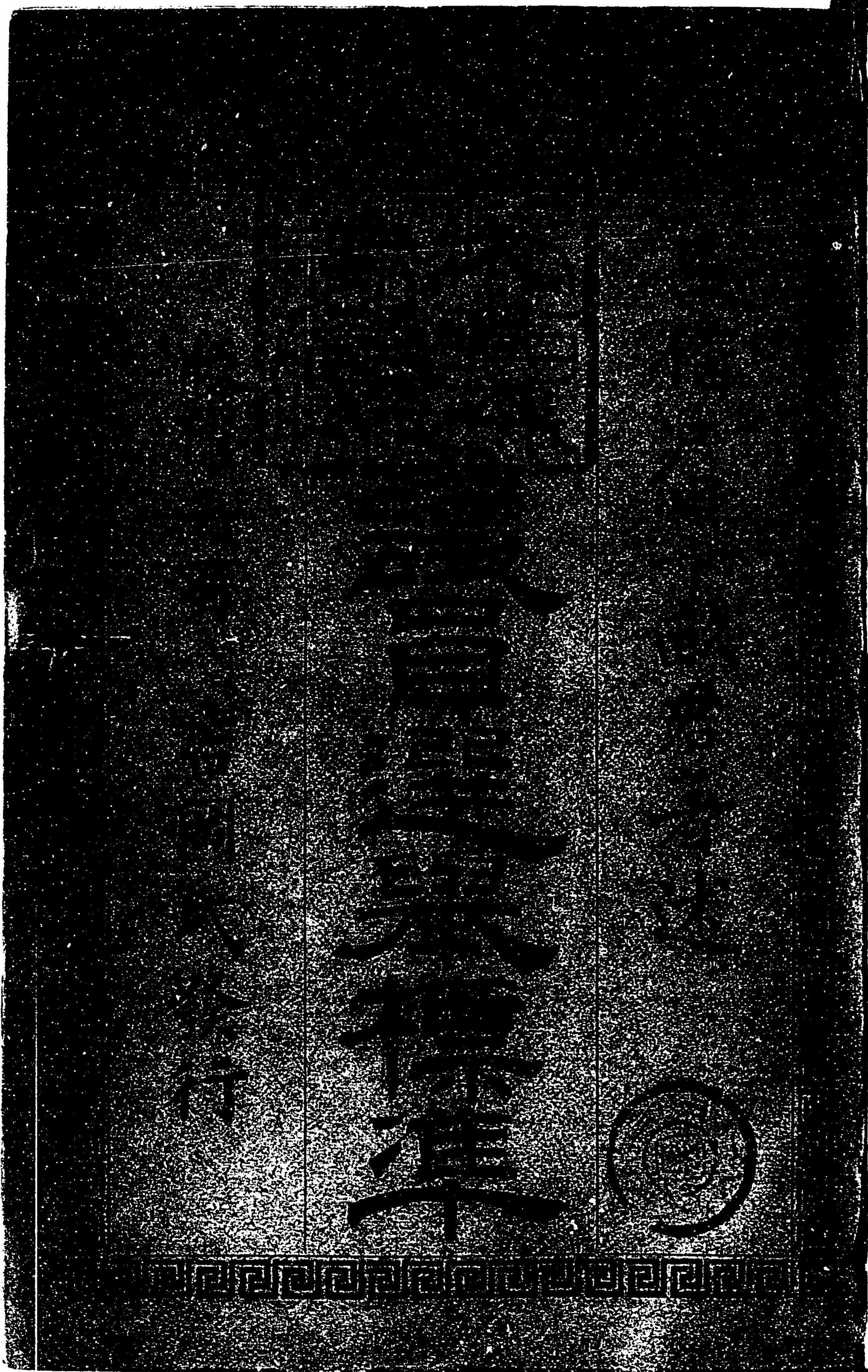
BAB-0526



36
1-
24

1-24





Decorative border pattern at the bottom of the cover.

Large stylized Chinese characters, likely the title of the book.

